

豊橋市南部学校給食センター  
長期包括委託事業

事業契約書（案）

令和6年7月2日

令和6年8月9日修正

豊橋市

いずれにもその効力を終了させる意思がない規定は、その定めるところに従って本契約の契約期間満了後も効力を有し、当事者を法的に拘束する。

## 第9章 契約の終了

### 第1節 乙の事由による契約終了

(乙の債務不履行による契約終了)

第47条 次に掲げる場合は、甲は、乙に対して書面により相当な期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を書面による通知により終了させることができる。

- (1) 乙が、別紙1に定める委託業務開始予定日に又は委託業務開始予定日後相当期間内に引継業務を完了し、給食の提供を開始する見込みがないと明らかに認められるとき
- (2) 別紙7に定める手続により解除するとき
- (3) 給食配送先学校において食中毒が2回以上発生したとき  
(同一の給食配送先学校かどうかは問わない。)
- (4) 連続して7営業日以上、乙が委託業務を行わないとき又は正当な事由がないのに、作業に着手すべき時期を過ぎても作業に着手しないとき
- (5) 第35条に規定する管理責任者を設置しなかったとき
- (6) 乙の委託業務の実施義務以外の本契約上の債務の不履行があったとき

2 次に掲げる場合は、甲は、乙に対して書面により催告することなく、直ちに本契約を終了させることができる。

- (1) 乙に係る、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始又は特別清算の手続について乙の取締役会でその申立を決議取締役において決定したとき又は第三者(乙の取締役を含む。)によりその申立がなされたとき